

様式第3号(第11条関係)

審 議 会 等 調 書

名称	佐伯市文化財保護審議会		
設置目的	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらについて教育委員会に建議する。		
設置根拠等	佐伯市文化財保護条例		
設置年月日	平成19年 8月 1日	委員数	15人
審議事項等	市指定文化財の指定・解除について、教育委員会の諮問に応じ、佐伯市文化財保護審議会で審議する。 その他、文化財の保存及び活用に関して、審議等を行う。		
事務局担当課名	社会教育課 文化振興係 電話番号 22-4234 内線 71-173		
備考			